

東成区区政会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪府条例第53号。）第12条第1項及び東成区区政会議運営要綱第7条第1項第3号の規定に基づき、東成区区政会議（以下「区政会議」という）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 区政会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から開催予定時刻までに、区役所の指示を受けて会場に入場するものとする。

2 前項の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。ただし、開催予定時刻の30分前の時点で傍聴を希望する者が定員を超えている場合は、抽選の方法によるものとする。

(報道機関の特例)

第3条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 会場内の写真撮影、録画については区役所が示す取材位置においてするものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は会場においては、次の事項を守らなければならない。

- 2 はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- 3 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- 4 飲食又は喫煙をしないこと
- 5 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない
- 6 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- 7 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、区役所はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(準用規定)

第6条 前4条の規定は部会に準用する。

(雑則)

第7条 この要領に定めのない事項については、議長が区政会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成23年8月19日から施行する。

附則

この改正要領は、平成25年12月13日から施行する。